

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢、性別
 必要事項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

母子寡婦福祉大会

内容優良母子家庭表彰式典^{ほか}
 日時 8月25日(日)午前10時〜午後3時

会場 社会福祉総合センター(13^区)

対象 母子家庭の母と寡婦
 費用 500円(昼食代含む)

申込 8月12日(月)〜21日(水)に市母子寡婦福祉センターへ電話
 〔詳細〕市母子寡婦福祉センター
 1 (631)3270

母子寡婦福祉センター催し

親子のパソコン講座

アイロンプリントを作ろう
 日時 9月7日(土)午前9時30分〜正午

対象 母子家庭の母と子(小学4年〜中学3年)20人
 費用 1人200円

申込 8月20日(火)から市母子寡婦福祉センターへ電話^{先着}

自立促進講習会

〔①〕簿記2級講習会
 日時 9月11日(水)〜11月22日(金)の月・水・金曜 午後6時15分〜8時45分 全28回

対象 簿記3級程度の知識がある母子家庭の母と寡婦(受講経験者を除く)30人
 費用 2千円程度

〔②〕2級ホームヘルパー養成講習会
 日時 10月1日(火)〜来年3月28日(金)の火・金曜 午後6時〜9時 全41回

対象 母子家庭の母と寡婦30人
 費用 6千円

①②の申込①は8月12日(月)〜15日(木)、②は19日(月)か20日(火)に市母子寡婦福祉センター(社会福祉総合センター内/13^区)か区役所の保健福祉サービス課(児童・母子福祉担当)へ直接^{抽選}

〔詳細〕市母子寡婦福祉センター
 1 (631)3270

特別児童扶養手当の手続を

所得状況届

現在、手当を受けている方には、所得状況届用紙と記入要領を8月中旬までに郵送します。期間内に届け出がないと、8月分以降の手当が支給されません。

新規申請
 20歳未満の重度か中度の心身障害児を養育している方に支給されます。児童福祉施設に入所中の場合は支給されません。また所得限度額を超える方は支給が停止されます。

〔詳細〕区役所(13^区)の保健福祉サービス課

在宅福祉サービス協会から

〔協会登録説明会〕
 高齢者・障害者などへの家事援助、ごみ出しなどを行う協力員有償ボランティア登録のための説明会を行います。

日時 8月22日(木)、9月10日(火)の午前9時30分〜11時30分

引き続き午後1時〜4時40分に研修会を行います。

会場 在宅福祉サービス協会(中央区北1西9リネージュプラザ3階)

〔訪問指導員登録者の募集〕
 加齢や障害などのため自宅で療養している40歳以上の方とその家族に、療養・介護方法などを指導します。

対象 55歳未満の健康な看護師・保健師で、実務経験3年以上、離職後10年以内の方。

申込 随時電話
 〔詳細〕在宅福祉サービス協会
 1 (272)4020

オストメイト相談会

人工肛門・ぼうこうの方とその家族のための相談会です。

日時・会場 8月17日(土)北市民センター(北区北25西6)、18日(日)東区民センター(東区北11東7)。いずれも午後1時30分〜4時。

〔詳細〕身体障害者福祉協会
 1 (641)8853

福祉用具講演会・展示会
 日時 8月20日(火) 講演 午後1時30分〜3時 展示 午後1時〜4時

会場 社会福祉総合センター(13^区)

講演の定員 30人

講演の申込 8月12日(月)から電話^{先着}

〔詳細〕市社会福祉協議会

8月1日から、児童扶養手当の制度が変わります

〔手当支給額〕
 8月分手当から、所得に応じて、きめ細かく定められることとなります。

全部支給 4万2千370円
 一部支給 所得に応じて、1万円〜4万2千360円

〔所得制限額 所得の範囲〕
 全部支給の所得制限額が引き下げに、一部支給の制限額が引き上げになります。

また、養育費が所得として取り扱われます。

〔現況届〕
 提出期間が、8月1日から末日までに変わります。

また、現況届の添付書類が新たに追加されますので、郵送される案内文書をご覧の上提出願います。

期間内に届け出がないと、手当が支給されませんのでご注意ください。

〔母子福祉貸付金の利用〕
 手当支給額が減額になる方を対象に、差額分を無利子でお貸しする制度があります。

詳しくは支給額決定後にご相談ください。

〔詳細〕区役所(13^区)の保健福祉サービス課か子育て支援担当課
 1 (211)2988



税の窓口

市・道民税の申告を

市・道民税の申告が必要と思われる方などを対象に実態調査を行います。申告をお忘れの方は、区役所の市民税係へ申告書を提出してください。

また、1月1日現在、単身赴任などで市外にお住まいの方が市内に家屋敷を有している場合などは、本市に対しても均等割を負担していただくこととなりますので、該当する方は申告してください。

〔詳細〕区役所(13^区)の課税課

〔特別土地保有税の申告納付〕

13年7月1日〜14年6月30日に、同一区内で取得した土地の合計面積が2千平方メートル以上の方が対象です。「取得」とは、売買・交換・贈与などの別を問いません。申告納付期限は9月2日(月)です。

〔詳細〕諸税課特別土地保有税係(中央区北1西3札幌住友信託ビル6階)
 1 (211)3072

〔家屋の実地調査にご協力を〕
 今年、家屋(車庫・物置を含む)を新築・増築・改築した方を対象に、家屋の実地調査を行っています。

この調査は、固定資産税の評価額を算出するためのものです。間取りや使用資料を見せていただきますので、ご協力を。